

## 福岡市介護保険離島交通費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市介護保険離島交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号、以下「規則」という。）の規定によるほか、本要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、離島における居宅サービス等の円滑な提供を図るため、第4条に規定する地域に居住する居宅要介護等被保険者に対し、当該地域外に所在する指定居宅サービス等事業者が、居宅サービス計画等にもとづき第5条の居宅サービス等を提供した場合に、当該指定居宅サービス等事業者に対し交通費の補助を行うことを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス等 介護保険法（以下「法」という。）第8条第1項の規定による居宅サービス、同条第14項の規定による地域密着型サービス、同条第24項の規定による居宅介護支援、法第8条の2第1項の規定による介護予防サービス、同条第12項の規定による地域密着型介護予防サービス又は同条第16項に規定する介護予防支援又は福岡市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成28年福岡市条例第54号。以下「条例」という。）第4条第1号に規定する第1号事業をいう。
- (2) 居宅サービス計画等 法第8条第24項に規定する居宅サービス計画、法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画又は条例第4条第1号のウに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (3) 居宅要介護等被保険者 法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は条例第6条第1項に規定する事業対象者をいう。
- (4) 指定居宅サービス等事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。

### (対象地域)

第4条 交通の不便の度合いが高く、居宅サービス等の提供が不効率となることなどにより、居宅サービス等の確保が困難な次の地域（以下「対象地域」という。）とする。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域の指定を受けた西区玄界島及び西区小呂島。
- (2) 島しょ部である西区能古島。

### (対象とする居宅サービス種類)

第5条 交通費の補助を行う居宅サービス等（以下「補助対象サービス」という。）は次の各号に掲げるサービスとする。ただし、第5号、第6号及び第11号においては、指定居宅サービス等事業者が居宅サービス等の提供のため、第4条に規定する地域に訪問した場合に限る。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護

- (3) 法第8条第4項に規定する訪問看護
- (4) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与
- (5) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (6) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
- (7) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援
- (8) 法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護
- (9) 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護
- (10) 法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与
- (11) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
- (12) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援
- (13) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業
- (14) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業

#### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、福岡市営渡船条例（昭和39年福岡市条例第77号）第1条に規定する福岡市営渡船の利用に要する運賃とする。

#### (補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費のうち別表に掲げる額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定し交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、補助の対象としない。

- (1) 利用者から交通費の支払いを受ける場合（補助対象サービス以外の事由で交通費の支払いを受ける場合を含む。）
- (2) 中山間地域等通常の事業実施地域を越える場合の加算を算定する場合

#### (補助の対象者)

第8条 この要綱に基づき補助金の交付の対象となるものは、対象地域に居住する居宅要介護等被保険者に対し、居宅サービス計画等に基づき補助対象サービスを提供した、対象地域外に事業所を有する指定居宅サービス等事業者で、本市の市税に係る徴収金に滞納がないものとする。なお、本補助金の交付対象事業所は公募により募集する。

#### (補助の対象期間)

第9条 補助の対象期間は、当該年度の4月1日（年度途中から補助対象サービスの提供を開始した場合は補助対象サービスの提供開始日）から翌3月31日とする。

#### (補助金の交付の申請時期)

第10条 補助金の交付にかかる申請書類の提出は、補助金の交付を受けようとする年度の6月末日までに、対象地域において補助対象サービスを提供する予定であることが確認できる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。但し、年度途中から補助対象サービスの提供を開始した場合及び市長が特に認めた場合はこの限りではない。

#### (実績報告)

第 11 条 指定居宅サービス等事業者は、規則第 14 条の規定により実績報告を行おうとするときは、サービス提供実績を確認できる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(暴力団の排除)

第 12 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(規定外の事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 4 月 1 日改正）

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

3 平成 26 年 3 月 31 日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則 (保福第 808 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則 (保介第 537 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (保介第 553 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (保介第 450 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (保介第 762 号、保健福祉局長決裁)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(期間)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則 (保介第800号、介護保険課長決裁)

(施行期日)

この要綱は、決裁日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表

サービス 区分 対象地域	訪問介護・(介護予防)訪問 看護・居宅介護支援・介護予 防支援・(介護予防)福祉用 具貸与・第一号訪問事業・第 一号介護予防支援事業 (1日あたり)	(介護予防)訪問入浴介護 (1日あたり)	(介護予防)小規模多機能型居 宅介護・複合型サービス ※訪問サービス提供時に限る。 (1日あたり)
小呂島	3,580円	10,740円	3,580円
玄界島	1,740円	5,220円	1,740円
能古島	3,140円	5,960円	3,140円